

はしもと 市議会だより



第23号

議員は公職選挙法により、**年賀状**等時候の挨拶状（答礼のため自筆によるものを除く）を出すことや**御祝儀**等の**寄付行為**などは、禁止されています。ご理解をお願いします。

平成23年5月1日 発行

<http://www.chw.jp/>



▲バリアフリー化施設整備工事が完成した橋本駅。同時に、林間田園都市駅でもエレベーターなどが設置され、バリアフリー化が図られました。

主な内容

議案審議結果……………2～ 4 ページ
一般質問など……………5～13 ページ
活動日誌……………14 ページ

傍聴のご案内

議場は市役所3階です。議場傍聴席入口へは、市役所本庁舎の北側階段で3階へお越しく下さい。また、1階市民ロビーのテレビでは本会議の様態を中継しています。

3月定例会

会期・日程

2月28日に招集され、専決処分事項の承認、平成23年度各会計予算、平成22年度各会計補正予算や条例の制定など市長提出議案50件、委員会提出議案3件、請願1件を審議し、3月24日に閉会しました。

2月28日	本会議（開会・議案の提案説明）	15日	総務委員会
3月 7日	本会議（一般質問）	16日	経済建設委員会
8日	本会議（一般質問）	17日	文教厚生委員会
10日	本会議（議案審議）	24日	委員長報告 閉会
11日	平成23年度予算審査特別委員会		
14日	平成23年度予算審査特別委員会		

3月定例会に提出された主な議案の内容は次のとおりです。

予 算

平成23年度一般会計と12特別会計、2企業会計の合計が552億8,490万8千円です。

☆**一般会計** 総額290億6,699万1千円です。

主な歳出項目

議会費……………3億3,703万1千円
 総務費……………28億0,665万円
 民生費……………89億7,107万1千円
 衛生費……………45億1,224万1千円
 農林水産業費……………7億1,443万3千円
 商工費……………9億4,978万1千円
 土木費……………27億3,777万8千円
 消防費……………10億5,946万8千円
 教育費……………39億3,513万7千円
 公債費……………30億1,748万2千円

主な歳入項目

市税……………65億3,024万2千円
 地方交付税……………76億円
 分担金及び負担金……………3億3,968万4千円
 国庫支出金……………31億8,117万1千円
 県支出金……………16億2,974万6千円
 繰入金……………19億7,785万5千円
 市債……………56億6,110万円

☆特別会計

国民健康保険……………69億1,487万円
 簡易水道事業……………3,297万6千円
 国民宿舎……………1億0,764万1千円
 住宅新築資金等貸付事業……………6,783万9千円
 公共下水道事業……………20億1,949万円
 駐車場事業……………315万7千円
 墓園事業……………1,294万5千円
 農業集落排水事業……………1億0,570万5千円
 土地区画整理事業……………10億2,895万5千円
 介護保険……………52億4,901万8千円
 指定訪問看護事業……………6,483万2千円
 後期高齢者医療……………12億5,021万4千円

☆企業会計

水道事業……………25億1,814万3千円
 病院事業……………68億4,213万2千円

議案の審議結果

3月定例会での各議案の主な審議結果は下記のとおりです。

市長専決処分 1件

- ・平成22年度橋本市一般会計補正予算（第7号）……………承認

平成23年度各会計予算 15件

- ・一般会計……………原案可決
- ・国民健康保険特別会計……………原案可決
- ・簡易水道事業特別会計……………原案可決
- ・国民宿舎特別会計……………原案可決
- ・住宅新築資金等貸付事業特別会計……………原案可決
- ・公共下水道事業特別会計……………原案可決
- ・駐車場事業特別会計……………原案可決
- ・墓園事業特別会計……………原案可決
- ・農業集落排水事業特別会計……………原案可決
- ・土地区画整理事業特別会計……………原案可決
- ・介護保険特別会計……………原案可決
- ・指定訪問看護事業特別会計……………原案可決
- ・後期高齢者医療特別会計……………原案可決
- ・水道事業会計……………原案可決
- ・病院事業会計……………原案可決

平成22年度各会計補正予算 13件

- ・一般会計（第8号）・（第9号）……………原案可決
- ・国民健康保険特別会計（第4号）……………原案可決
- ・簡易水道事業特別会計（第3号）……………原案可決
- ・住宅新築資金等貸付事業特別会計（第3号）……………原案可決
- ・公共下水道事業特別会計（第3号）……………原案可決
- ・墓園事業特別会計（第1号）……………原案可決
- ・土地区画整理事業特別会計（第5号）……………原案可決
- ・介護保険特別会計（第5号）……………原案可決
- ・指定訪問看護事業特別会計（第2号）……………原案可決
- ・後期高齢者医療特別会計（第4号）……………原案可決
- ・水道事業会計（第5号）……………原案可決
- ・病院事業会計（第4号）……………原案可決

条例の制定・一部改正・廃止 16件

- ・国民宿舎設置及び管理条例の廃止……………原案可決

次ページへ続く

条例

☆国民宿舎設置及び管理条例の廃止

国民宿舎紀伊見荘の指定管理者との協定が、平成23年3月31日をもって満了することに伴い、今後は、民間活力による施設の有効活用と宿泊業の継承を行うため、廃止するものです。

☆国民健康保険税条例の一部改正

国民健康保険税の減免基準を見直すものです。

☆市立保育所条例の一部改正

三石保育園の公設民営化を実施するため、指定管理者に市立保育園の管理を行わせることができるよう改正するものです。

☆市立幼稚園設置及び管理条例の一部改正

橋本幼稚園の耐震診断の結果、園児の安全性を確保するため、橋本保育園の園舎の一部を橋本幼稚園として使用するものです。

☆市立図書館設置及び管理条例の一部改正

平成23年3月31日をもって市立図書

館高野口分館を閉館するものです。
☆やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例の制定

現在、北宿地内に建設中の観光交流施設を平成23年10月1日から供用開始するため、制定するものです。

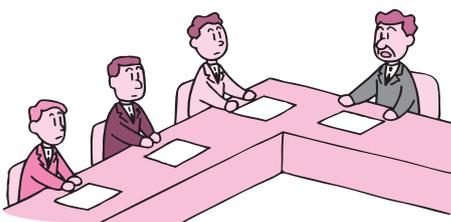
☆自然体験施設設置及び管理条例の廃止

自然体験施設「ひこばえの里」は、年々利用者が減少しており、北宿に観光交流施設も建設中であり、指定管理者との協定が満了する平成23年3月末をもって本施設を閉鎖するものです。

委員会提案

☆橋本市議会委員会条例の一部改正

議員定数が22人となることに伴い、常任委員会のうち、経済建設委員会と文教厚生委員会の委員定数をそれぞれ「8人」から「7人」に改正するものです。



その他

☆岩田 弘彦氏、瀧 洋一氏の議員辞職

去る3月31日地方自治法第百二十六条の規定により、議員辞職されました。

☆中谷 和史氏の議員辞職

去る4月1日和歌山県議会議員一般選挙に立候補されたことにより、公職選挙法第九十条の規定により議員辞職されました。

前ページから

- ・事務分掌条例の一部改正……………原案可決
- ・集会所設置及び管理条例の一部改正……………原案可決
- ・国民健康保険税条例の一部改正……………原案可決
- ・市立保育所条例の一部改正……………原案可決
- ・市立幼稚園設置及び管理条例の一部改正……………原案可決
- ・市立公民館設置及び管理条例の一部改正……………原案可決
- ・市立文教施設利用に関する条例の一部改正……………原案可決
- ・市立図書館設置及び管理条例の一部改正……………原案可決
- ・病院事業の設置等に関する条例の一部改正……………原案可決
- ・消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正……………原案可決
- ・デイサービスセンター設置及び管理条例の一部改正……………原案可決
- ・特別会計条例の一部改正……………原案可決
- ・やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例の制定……………原案可決
- ・自然体験施設設置及び管理条例の廃止……………原案可決
- ・特別職給与条例等の一部改正……………原案可決

その他 5件

- ・人権擁護委員候補者の推薦（生地清祥氏）……………同意
- ・人権擁護委員候補者の推薦（池田早代子氏）……………同意
- ・教育委員会委員の任命（丸井佳子氏）……………同意
- ・固定資産評価審査委員会委員の選任（平田光波氏）……………同意
- ・固定資産評価審査委員会委員の選任（齋宮 明氏）……………同意

委員会提出議案 3件

- ・市議会委員会条例の一部改正……………原案可決
- ・北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める決議……………原案可決
- ・輸入自由化のTPP参加問題は慎重に対応し、将来に希望の持てる農業政策の確立を求める意見書……………原案可決

請願 1件

- ・市立図書館高野口分館の存続を求める請願……………みなし採択



平成 23 年度各会計予算を審査している特別委員会（平成 23 年 3 月 11 日・14 日）

☆平成 23 年度予算審査特別委員会を
置し審査

3 月定例会に提出された平成 23 年度一般会計予算をはじめ、国民健康保険など 12 特別会計予算、水道事業など 2 企業会計予算を審査するため、平成 23 年度予算審査特別委員会を設置しました。

特別委員会は 3 月 11 日、14 日に開かれ、各予算を審査し、いずれも原案のとおり可決されました。

この審査結果は 3 月 24 日の本会議で

委員長が報告し、引き続き採決が行われました。

委員会の構成は次のとおりです。

委員長	中西健
副委員長	富岡清彦
委員	岡弘悟
〃	清水信弘
〃	岡本昌一
〃	松本健一
〃	瀧田洋一
〃	山田哲弥
〃	上久保修

1 月臨時会での各議案の主な審議結果は下記のとおりです。

平成 22 年度各会計補正予算 1 件

- ・一般会計（第 6 号）…………… 原案可決

その他 1 件

- ・和解に係る損害賠償の額を定めること…………… 原案可決

各委員会の付託事件及び議決結果

委員会名	件名	議決結果		
		委員会	本会議	
平成 23 年度 予算審査 特別委員会	議案第 13 号 議案第 27 号	平成 23 年度橋本市一般会計予算について から 平成 23 年度橋本市病院事業会計予算について までの、各会計予算 15 件	原案可決	原案可決
	議案第 28 号	橋本市国民宿舎設置及び管理条例を廃止する条例について	原案可決	原案可決
経済建設委員会	議案第 42 号	やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例について	原案可決	原案可決
	議案第 43 号	橋本市自然体験施設設置及び管理条例を廃止する条例について	原案可決	原案可決
文教厚生委員会	議案第 31 号	橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	原案可決
	議案第 32 号	橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について	原案可決	原案可決
	請願第 19 号	橋本市立図書館高野口分館の存続を求める請願について	みなし 不採択	みなし 不採択

13人の議員が市政について質問

3月定例会・一般質問

一般質問は、執行機関に対して市の一般事務の執行状況や将来の方針などをたずねます。質問順は各会派の輪番制で、3月定例会は①未来21②日本共産党橋本市議員団③政和会④民主クラブ⑤未来派クラブ⑥会派に所属しない議員⑦公明党議員団、の順番で3月7日、8日に行われました。主な質問と答弁の要旨は次のとおりです。

質問内容・答弁内容の詳細は、図書館・各地区公民館に配布している会議録、また橋本市議会インターネットホームページで公開しています。

学校図書館の今後について

土井 裕美子 議員



質問 本市においては、平成21年3月に策定された「橋本市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが読書に親しむ環境づくりを目指していただいています。また、平成22年より県の緊急雇用創出事業を活用されたことにより、各学校における図書館の整備が進み、蔵書のバーコード化も着実に進みつつあり、子どもたちの学校における読書環境は少しずつ整ってきています。そこで、何点か質問いたします。

- ①県の緊急雇用活用事業における各学校図書館の整備状況について
 - ②各学校の蔵書のバーコード化の進捗状況と今後の予定について
 - ③学校と図書ボランティアとの連携強化について
 - ④本市における学校図書館教育の位置づけと今後の計画、方針について
- 答弁** ①図書を的確に分類し、順序良く書架に排列する基本的な整備を基準に市内21校の現状を調査した後、必要な整備を行いました。
- ②市内21校の学校図書バーコード化は終了し、現在、各校において教職員やボランティアの方々の使用について説明会を実施し、順次、運用を開始しています。このことにより、学校図書

館は児童生徒にとって図書に親しみやすい環境が整備できつつあります。今後は、データベース化事業で雇用している職員が中心となり、平成23年9月までの間、この環境の効果的な運用をめざし、各学校と協議をしながらニーズに合わせた具体的な支援を行う予定です。

- ③子どもの読書活動を共に推進し、協働していくという視点を大切にしながら、継続的、計画的に進めていく必要があると、学校図書館長である学校長を中心に、学校と図書ボランティアとの情報交換の場を設けたり、具体的な読書活動支援方法について話し合ったりしながら、子どもの読書活動を推進できるよう指導していきたいと考えています。
- ④子どもたちの読解力向上が課題とされ、言語活動のより一層の充実が求められているなか、学校図書館の計画的な活用を図りながら、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実を進めていかなければならないと考えています。「橋本市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書習慣の確立・読書指導の充実に努めてまいります。

他の質問 地域共有コミュニティについて▽和歌山大学との地域包括連携協定締結後の取り組みについて▽生涯学習推進計画策定に向けた具体的な進捗状況について▽小、中学校における耳鼻科検診の実施について



紀見小学校の学校図書館を利用する児童

教育行政について

井上 勝彦 議員



質問 ①橋本市が計画している「あやの台小学校」の建設予定時期と進上路について、お聞きします。

- ②場所はどこを予定されていますか。
- ③どのくらいの規模になりますか。
- ④あやの台小学校を含め小学校の給食数と、市内全中学校の給食を実施することになっていますが、時期と場所に

ついてお聞きします。

【答弁】①あやの台の住宅販売が進む中で隅田小学校の児童数が急増しており、南海電気鉄道株式会社との住宅開発に伴う協定書等に基づき、隅田小学校の分離校として建設するもので、平成25年4月に開校する予定です。現在は、南海電鉄で宅地の造成工事を行う一方、本市で校舎、屋内運動場などの詳細な設計を実施しており、本年6月頃に建築確認申請を行う予定です。

②ムーミン谷子ども園から約300m北東に位置し、あやの台のほぼ東端になります。車での進入道路は、あやの台住宅地内の幅員6.2mの道路がすでに学校用地まで、整備されています。また、歩道は住宅地から学校用地に斜面を下りて行くよう南海電鉄が計画しており、整備が終了しだい通路路として検討します。

③開校時の児童数見込みから、校舎については各学年2学級12教室、特別支援学級2教室の14教室となります。教室は、鉄筋コンクリート造2階建てで建築延べ面積約4,000㎡の計画です。屋内運動場は鉄骨造で建築延べ面積約1,100㎡、プールは25mの6コースで計画しています。

④現在実施している給食数については、橋本小学校給食センターが約3,200食、高野口小学校給食センターが1,200食で合計4,400食を配食しています。平成24年度より中学校給食を実施する予定ですが、その際約

1,550食の増食が必要です。このため平成23年度にそれぞれの給食センターの施設の改修や調理機材等、備品の整備を行うこととなります。橋本学校給食センターについては調理能力を4,000食に、また高野口学校給食センターについては1,900食とします。配食は、高野口学校給食センターが現在実施している高野口町内の小学校、中学校及び幼稚園に加え、西部小学校、西部中学校、学文路小学校及び清水小学校を担当し、その他の小学校と中学校を橋本学校給食センターが担当します。



平成25年4月開校予定のあやの台小学校の建設予定地

新橋本市が誕生して5年経過したが、合併の効果について

中西 健 議員



【質問】①財政状況はどのように推移しているのか。

(1)実質赤字比率

(2)連結実質赤字比率

(3)公債費比率

(4)市債（借金）の残高

②人件費と職員数（嘱託・臨時を含む）はどのように変わったのか。

③大事業である「保健福祉センター」「図書館」の建設と「産業振興センター」の整備の進捗状況と見通しについて

④合併の効果について、長期的見地から市当局の見解はどうなっているのか。

【答弁】①普通会計の赤字の状況を示す実質赤字比率及び普通会計、特別会計、公営企業会計も併せて赤字の状況を示す連結実質赤字比率は、赤字を計上していないため数値上は表れてまいりません。次に、普通会計、特別会計、公営企業会計に、さらに一部事務組合や広域連合なども含め算定した

実質公債費比率は、平成19年度で13.5%、平成20年度で14.0%、平成21年度で13.3%となります。また、全会計ベースでの市債の現在高は、合併直後の平成17年度末の旧市旧町を合わせた市債現在高は62.6億8,887万2,000円で、平成18年度末が61.4億9,955万4,000円、平成19年度末が60.0億6,392万3,000円、平成20年度末が59.5億2,724万1,000円、平成21年度末が58.3億8,141万2,000円と年々減少傾向となっています。財政全般でみますと、全国自治体の中位程度と認識しています。

なお、平成23年度から24年度にかけての投資的経費の大幅な増加に伴い、実質公債費比率や市債現在高は一時的には上昇傾向となるものの、中長期的にみれば下降傾向に転じ、財政健全化判断比率のいずれの数値についても、早期健全化基準や財政再生基準を超えていることはありません。

②合併後の職員数の削減状況と人件費削減効果については、平成18年4月1日と平成23年4月1日時点と比較した場合、病院職員と教育長を除き、695人から622人となり73人の削減となる見込みです。また、職員給与のみの人件費では、一般会計ベースで平成18年度と平成21年度の決算額を比較した場合、約3億4,517万円の削減効果が現れています。

③保健福祉センターについては、3階建て、総床面積約5,400㎡の建物として、平成24年10月末を目前に完成し、平成25年1月から市民の皆様にご利用いただける予定です。図書館については、既存の施設を耐震工事並びに大規模改修し、図書館機能を充実させ、

平成23年7月にリニューアルオープンする予定です。また、産業振興センターについては、今後、関係機関や団体等の意見も聞きながら、既存施設の活用も含め検討を進めていきたいと考えています。

④本市では平成18年度から27年度までの10年間に、総額162億8,740万円の合併特例債が活用でき、今日に至るまで旧市町における教育施設の格差是正、安心・安全なまちづくりを推進するため防災無線や消防設備の充実、道路網の整備、こども園などの社会福祉施設整備等を実施してきました。平成23年度からの保健福祉センター建設や高野口斎場の増築、小中学校の耐震補強改修、中学校給食実施に係る施設整備等の大型公共事業についても合併特例債を活用して実施する事業です。多くの投資的施策は、長い年月と多くの一般財源が必要と考えられていましたが、合併を契機にほぼ10年以内に取り組むことができ、長期的な見地に立つても、将来の財政負担が軽減される見込みです。以上のことから、もし合併していなければ、厳しい財政状況の中で、両市町とも、旧態依然として施設整備が進まず、さらに昨今の経済状況の悪化により、地域経済は最悪の状況を迎えていたと思われる。したがって旧市町との合併は地域経済の活性化にも寄与していると考えられます。

他の質問 西部地区公民館の改築につ

いて



国民健康保険事業について 問う



富岡清彦 議員

質問 本市の国民健康保険の実態は、高い国保税

によって納期ま
た、滞納者にペナルティが課せられ、短期保険証発行件数450件、資格証明書発行件数(保険証の取り上げ)134件となっており、病気になるも病院に行けない深刻な事態が生まれている。国保法の目的にある「社会保障」としての国保事業とするために、以下の質問を行う。

- ①国保加入者の生活実態について当局の認識を問う。
- ②国保法第44条では「保険者は特別の

理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金の減額、支払いの免除をすることができるとなっているが、実施状況を問う。

③国保法第77条は「『条例または規約』の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料(税)を減免し、またはその徴収を猶予することができるとあるが、実施状況を問う。

④「条例減免申請用紙」は、希望者に無条件で手渡すべきであると考え、当局の見解を問う。

答弁

①国民健康保険は、国民皆保険制度の中核を担う重要な役割を果たしている一方、制度の仕組みとして定年後の退職者や失業者が加入することから、高齢者、低所得者が多いという構造的な特徴があります。

これは、平成22年度当初賦課時の課税対象世帯に占める、政令軽減の7割軽減・5割軽減・2割軽減世帯の割合が半数近いことから推察できるところです。

加えて、長引く景気の低迷、事業所の閉鎖や縮小などによる雇用の悪化など、市民生活は年々厳しさが増していると認識しています。

②過去数年、本減免等に該当する内容の窓口相談及び申請が無い、実施事例はありません。

③平成21年度は、減免32件、減免額392万7000円で、平成22年度は、現時点で減免22件、減免額58万1、

300円となっています。

22年度になって件数等が減少しているのは、非自発的失業による減免が政令軽減に改正されたため、この件数は209件です。

④窓口で慎重かつ丁寧に事情を聞き取り、適用についての可否を判断し、手渡ししています。

他の質問

地域経済活性化についての提案▽路線バス(山内線)のコース見直しを



教育予算と就学援助の充実を

阪本久代 議員



質問 昨年の12月議会で、教育長から「子どもたちの人格の完成を目的とした

教育推進には、教育予算の充実が望まれるところであり、教育委員会としても同様の思いであります」と答弁をいただきました。そこで質問を行います。

①合併時に準要保護の基準を低い方に合わせた理由、さらに現行の生活保護基準に下げた理由は何ですか。

②新年度からクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の援助はどうなりますか。

③教材消耗品費や生徒派遣費などの予算について、十分足りているとお考えですか。

答弁 ①国の生活保護認定基準に準要保護の認定基準を合わせたためです。その基準で「橋本市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付要綱」を合併時に策定しました。その際、経過措置として平成18年度については、認定基準変更の周知徹底を図るための準備期間とし、平成17年度と同様の認定基準で運用したのがその経緯です。

②PTA会費、生徒会費については、各PTA、各学校において額や減免措置が決められており、差があるのが現状ですが、各PTA及び各学校におい

て必要な経費と考えられます。そこで、この2項目については、現在の学用品費、通学用品、校外活動費、新入学児童生徒学用品費等、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費の8項目に追加し補助していきたいと考え、平成23年度当初予算に計上しています。クラブ活動費については、必要になる経費は選択したクラブにより経費の内容や額に大きな差が出てくること、補助対象内容認定の難しさを持つことなどから、見送ることとしました。

③教材消耗品費については、平成21年度実績で、小学校全体で242万2,000円、中学校全体で125万4,000円となっています。この全体額を概ね均等割、学級数割、児童生徒数割で案分し各学校に配当しています。生徒派遣費については、伊都郡内の大会分として64万円、県大会、近畿大会及び全国大会分として304万3,000円となっています。伊都郡内の大会分については、各学校から想定される移動区間にかかる運賃と生徒数から割り出し、その予算の3分の2を支給しています。県大会、近畿大会及び全国大会分については、成績により異なってきますが必要経費の3分の2を配当しています。また、学校行事やクラブ活動のために活用する報奨金を配当しています。小学校報奨金で105万2,624円、中学校報奨金160万3,000円となっています。

この額を均等割、児童数割、学級数割

で案分し、各学校に配当しています。本市の予算編成が枠配分方式となつて総枠が決められた予算のなかにおいて、一定の額は維持しています。教育委員会と学校長をはじめ教職員とで知恵を絞り、限られた予算を子どもたちのために有効活用できるように協議していきたいと考えています。

他の質問 コミュニティバスの充実を



(仮称)スーパーセンター オークワ橋本店出店について

上田良治 議員



質問 この度、大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定に基づき、橋本市妻

の元日本たばこ産業跡地に株式会社オークワ(仮称)スーパーセンターオークワ橋本店が出店されることになりました。店舗面積が1万633㎡、駐車場824台、駐輪場208台の大規模店舗で、あやの台にあるオークワ店の約4倍の広さと伺っています。

このスーパーセンターは、食料品だけでなく、衣類や生活雑貨といった衣食住すべての生活関連商品を取り扱

い、集中レジで会計ができる便利なシステムを採用し、飲食・サービス・フードコート・ATM・クリーニング・美容なども店舗内に取り入れる計画とお聞きいたします。

また、株式会社オークワエンターテイメントのツタヤが店舗に加わり、書籍、CD、DVDなどを販売、レンタルすると言われております。営業時間は午前9時から午前0時、店舗への出入は、入口1カ所、出口1カ所、出入口1カ所を設けて、今年の9月から10月上旬に開店するという事で、地元説明会も開催され、オープンに向けて工事が進んでいます。市は設置者に対し市民の立場に叶った協議をどのようにされたのか。以下の質問をいたします。

①スーパーセンターが出店することにより、近隣の商店が打撃を受けるのを避けられません。設置者との協議はどのように進められたのですか。

②大型店ゆえに多数の方が来店されることから、交通渋滞や歩行者の安全、騒音等の対策はできていますか。

③交通機関については、電車、バス、タクシーなどの利用が考えられますが、施設内にバスやタクシーの停留所は設置できないですか。

④ATMを設置するようですが、市の各種証明書自動交付機を設置することができませんか。

⑤高齢者の方々に対応したシステムなどを取り入れた経営サービスを実施してもらえらるよう、協議はなされました

か。

⑥雇用についての協議はどのようになっていますか。

答弁 ①大規模小売店舗立地法に基づき、県と設置者が事前協議を行っています。

②地元説明会において設置者から、将来交通量を予測したところ、特に影響は出ないとのことでありますが、警備員を配置し歩行者の安全確保に努めます。騒音対策では予測調査を実施し、周辺環境への影響は軽微であるという説明がありました。

③施設内へのバスの乗り入れは、バス事業者と設置者との協議に加え、近畿運輸局や公安委員会などの協議も必要です。次にタクシーの待合場所の設置についても、タクシー事業者と設置者とが協議されることとなりますので、本市としては、近隣商店への影響も懸念し、積極的な働きかけは控えたかと考えます。

④現在、本市では、本庁、紀見北地区公民館、城山台センター街、高野口地区公民館の4ヶ所に自動交付機を設置し、住民票謄本抄本、印鑑登録証明書、外国人登録原票記載事項証明書と税務課の所管である所得証明書、住民税課税証明書の発行を行っています。

本市としては、各地区公民館への設置を順次行っていく計画ですが、現在のところ、スーパーセンターを含め、新たな設置は考えておりません。

⑤市内4店舗を含めて、その費用対効

果を検討した上で判断する、との説明を受けています。

⑥雇用については、パートとアルバイトで135名程度を計画しており、地元雇用を最優先に募集をすることです。



(仮称) スーパーセンターオークワ橋本店建設 予定地

ブックスタートについて



瀬 洋一 議員

質問 平成19年6月議会において提案いたしました「ブックスタート事業」について、職員を中心に平成23年度より実施の方向で検討されていたとお聞きしていますが、実施に至らなかった理由と今後の方向性について、お尋ねします。

①ブックスタートの必要性について、所見をお尋ねします。

②平成19年度以降の検討や取組み状況について

③平成23年度からの実施が見送られた理由について

④読み聞かせ場所の確保が困難とのことでしたが、保健福祉センター建設時に確保は可能と考えますが、いかがでしょうか。

⑤今後の方向性について

答弁 ①保護者と赤ちゃんが絵本を介してゆっくりと心触れ合うひとときをつくれることや最近、社会問題となっている家庭の教育力の向上にもつながるといっても、大変大事な試みであると感じております。また、ブックスタートを実施していくには、様々な関係機関や人とのやり取りが必要になってまいります。地域の住民がボランティアとして、実際の取組に関わっていた

だき、協働体制で取り組むことが望ましいと考えています。

②平成20年度に「橋本市子ども読書活動推進計画検討委員会」を設置し、平成21年3月に「子ども読書活動推進計画」を策定しました。策定後は、計画の積極的な推進のため市民と行政職員からなる「子ども読書活動推進会議」を設置し、委員のご意見を参考に関係各課の連携によるプロジェクトでブックスタートに関して、研究・検討を重ねていくとごいます。

③ブックスタートの趣旨を尊重しながら、橋本市独自の効果的な方法子ども読書活動推進会議委員のご意見もいただき、検討をしていきたいと考えております。

④新しく建設する保健福祉センターにおいて、健康相談や健診等に利用する集団指導室に読み聞かせのスペースを設け、来館者が自由に活用できるように書架等に絵本をおいてまいりたいと考えています。

他の質問 夜間・休日の小児救急医療体制について▽危機管理体制について▽地上デジタル放送について▽区長制度について



橋本市交通バリアフリー基本構想に基づき、JR・南海橋本駅前広場（バスターミナル、タクシー乗り場、送迎乗り入れ等）の整備について

辻本 勉 議員



質問 JR・南海橋本駅のバリアフリー化も完成し、今後、駅前から特定経路

の整備が進められることとなります。バリアフリー化により、橋本駅利用者が増加すると思われませんが、バスターミナルを中心とした駅前広場の整備は、利用者の利便と駅前活性化にとって欠かすことができません。どのような形で整備されるのかお尋ねいたします。

答弁 JR・南海橋本駅のバリアフリー化等の整備が旧こ線橋の撤去工事を除き、去る3月1日に供用開始されました。

特に悲願でもありましたエレベーターの設置がなされ、市民の声にも、「これまで電車を利用しての外出が苦になっていたのですが、エレベーターが設置されたことにより、これから大阪へも楽に行けるので大変うれしい」との年輩の方の声も頂いています。

また、本市が整備する道路特定事業の特定経路であります駅前寺脇線の歩道整備も進めており、平成23年度において完成する見込みです。これら特定

経路とのつながりも含めバスターミナルを中心とした駅前広場は重要度を増し、駅前周辺の活性化を含めた整備が必要で

す。今後この駅前広場については、低床型バス対応のバスターミナルの改善、視覚障がい者誘導用ブロックの修繕及び見直し、身体障がい者用の駐車場の確保等を計画しており、実施については財源を勘案しながら整備したいと考えています。なお、駅前広場全体の整備については中心市街地第一地区土地区画整理事業の見直しと県道橋本駅前停車場線の拡幅を併せて計画を立て、進めていきます。

他の質問 男女共同参画社会と男女雇用機会均等法に基づく、女性職員の管理職への登用について

高齢者の保護について実態に
応えよ

松浦健次 議員



質問 ①高齢化社会を迎えて、具体的に次のような問題が避けられなくなっています。例えば

(1)一人暮らしの父が数十万円もする布団を買わされた。
(2)障がいのある娘がいますが、私が亡くなった後、一人で暮らしていけるか心配です。
(3)今は身の回りのことを自分でできず、将来、認知症になったらどうすればいいか不安です。

(4)近頃、物忘れがひどく、買い物に行っても帰り道がわからなくなったり、通帳や大事な書類がなくなってしまうことがあります。

等々の問題が数多く聞かれるところ

です。
②現在、制度として、(1)、(2)、(3)については、民法第7条以下の成年後見人制度、(4)については福祉サービス援助事業が用意されていますが、現状はほとんど利用されていない。そのため、以上のような重要問題が放置されたままになっており、世間では詐欺、脅迫、悪徳商法の犠牲が増加しています。

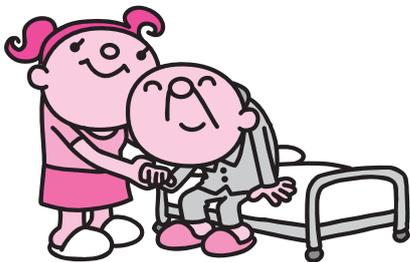
市として、重要問題としての認識を持って真剣に取り組む、木下市政の柱

である安全・安心のまちづくりを実現していただきたい。そのためには、市長部局として早急に体制強化することが必要です。

また、(4)の福祉サービス利用援助では、イ・福祉サービスなどについての情報提供、ロ・役所への書類の提出などの手伝い、ハ・福祉サービスや医療費支払いの手伝い、ニ・通帳や証書などの大切な書類の預かり等が中身です。したがって、制度上も実態上も社会福祉協議会が担当することになります。したがって、社会福祉協議会の体制の拡充、強化が不可欠です。以上の点について、市当局の考えを伺います。

答弁 橋本市の65歳以上の高齢者数は、平成23年1月現在で1万5,987人、高齢者数の増加と比例して判断能力の低下を招く認知症の方も増えてきています。今日ご指摘のように認知症や障がいにより判断能力に問題がある方への支援が重要課題となっております。

本市では、消費者被害の担当窓口を市民安全課に置き、地域包括支援センターとの連携のもとに市民の被害相談はもちろんのこと、広報での啓発や自治会・老人会への消費者被害の予防啓発を行っています。また、地域包括支援センターの権利擁護事業の中で、判断能力に問題がある方への支援として、成年後見制度利用支援制度があります。今後、よりいっそう成年後見人制度の周知に努めるとともに、本人の



判断能力のあるうちに、任意後見人を決めておく任意後見人制度の紹介や、親類縁者がなく申立人がいない方々のための市長申立てにも取り組んでまいりたいと考えています。また、成年後見人制度の適用に至らないまでも、日常生活を送る上で不安を抱える方については、社会福祉協議会が行っている「福祉サービス利用援助事業」を利用していただくことができます。この事業は社会福祉協議会発行の機関紙「なごみ」で広報しているほか、市の関係各課との連携によりこの制度を必要としている方を紹介しています。

今後、橋本市と橋本市社会福祉協議会はその果たす役割を明確にしながら、いっそう連携をとり福祉施策を進めていくとともに、このような制度を広く市民に周知し活用していただく仕組みを作り、健やかで安心して暮らせるまちづくりを実現してまいりたいと考えています。

他の質問 ごみ焼却場の環境調査の改善を求める▽人事行政の問題点を糾す



収集されないごみの放置について



清水信弘 議員

質問 住民各位、各町内会長、自治会長、区長

方々の努力により、ごみの分別

については相当の理解が得られ、収集にあたり積み残しもなくなりつつあると思われまふ。ただ、未だにその問題で困っている地区も見受けられ、収集されず残った状況は、他地区住民に限らず不快感を覚えずにはいられないものでしょう。平和国家日本の、暮らし潤う創造都市橋本の街角の風景としても、とても許せるものではないと思ひます。冒頭に述べたごとく、分別に關しては地区住民の理解はほぼ十分で、積み残しされる袋もほぼないと推測されるにもかかわらず、相変わらず積み残しされる指定袋、指定外の袋があるにつけて、地区住民の憤りは想像するに難しくありません。積み残しごみの出し主は、町内会・自治会へ参加されていない方、もしくは他地区から通りがかりに自動車等で放り投げていく方といったことに想像が及んでいると思ひます。私もそう思ひます。

然るに、当局の指示どおり分別、ごみ出しをしているにもかかわらず、他地区等からの心ない、もしくは分別について啓蒙されていない方々のごみに

よつて、収集されず、不快を感じながら何日も我慢せねばならないのは、協力体制十分な地区住民という構図ができてきあがり相当期間が過ぎています。また、収集場所として自身の土地・場所を提供している方々、残されたごみが家の前にあるという方々に対して、当局はどのように思ひ至つていいのか伺うとともに、具体的な対策を示していただきたい。私など移動式の監視カメラを本市独自で開発し、設置してはどうかと思ひるのですが。

答弁 広域ごみ処理場の稼働により、ごみの処理方法、分別区分、分別内容、排出容器などが変更になり、移行時は分別の説明会を開催し、住民の皆さんに周知を図つてまいりました。しかし、市内各所で混乱状態が続きました。現在では、混乱状態も落ち着き残されるごみも少なくなつてきました。これについては、区・自治会長さん始め地域住民の皆さんの理解と、努力により改善されてきたものと感謝しています。

依然として残されているごみは、区・自治会への未加入者や地区外の方が車で通りすがりに置いていかれる等の苦情も耳にします。

区・自治会への未加入者の問題については、ごみ問題だけでなく市行政全般に言及されることではありませんが、市民参加型イベントや市民との連携による啓発活動により、ごみ分別や減量化、資源化への意識啓発を図るとともに、循環型社会形成への共通認識を高

めていくことが、早急に取り組むべき課題であると考えています。

現在の集積場所は各地区から指定された場所となっております。取り残されたごみについて地域からご連絡があれば、早急に対応してまいります。

監視カメラについては、本来、防犯等に対して設置されており、本市といましては、今後も啓発活動により意識改革を図つてまいります。



学童保育所運営主体

松本健一 議員



質問 民営の父
母会で経営する
運営負担の軽減
を考えられている
のでしよう

か。全国的な流れは、全国学童保育連絡協議会の報告で、実施・運営の主体として父母会運営が減り、公営及び社会福祉協議会などへの委託が増えていること、民間保育園が実施するところが増えています。子育て支援の一環として本市のお考えをお聞かせ下さい。

答弁 橋本市の学童保育所は、市が施設を整備し保護者が運営を行うという方式をとっております。運営につきましては、保護者自身自分達の思いで立ち上げたという経緯もあり、取り組み方は各クラブ様々で、父母会の協議により行われております。また、運営費は補助金交付により賄われており、申請書、請求書、実績報告書等の書類提出が必要となります。補助金の額は、児童数、運営日数、運営時間、夏休み等の長期休暇中の運営時間などにより決定され、これらの書類は大変重要であり、担当課では各学童保育所と連携をとり書類提出をお願いしているところとです。

保護者の負担となっている書類の作成については、学童保育連絡協議会で

一括して委託する方法等様々な方法がありますが、いずれにいたしましても、提出書類の記載等については、学童保育所主体で方策を検討いただきたいと考えています。

他の質問 指定管理者制度とPFI方式（民間資金活用による公共施設等の整備等を促進する手法）▽大学との連携協定と学生派遣（インターンシップ）協定大学



行政サービスの効果と理解度について

上久保 修 議員



質問 ①本市の
予算における主
要事業の概要に
ついて、特に市
民協働で実施し

ている主な事業（17項目98事業）が、市民の皆様にとどのように理解され伝わっているとお考えですか。

②本市の特色として「住んでみたい魅力あるまちづくり」の事業はどのようなものがあり、住民に理解されているのか。また、他市と比べてどのようにアピールしているのか。

③「住んで良かったまち」として、今

後も住み続けたいと思われるような事業をアピールするとすれば、どのような事業があり、どの程度、住民に理解されているとお考えか。また、今後、どのような事業展開を考えていますか。

例えば、市民と行政が一体となり取り組んだごみの堆肥化・減量化等では、焼却コストが削減され、確保された財源で小学生医療費助成を実施するなど、新たに市民サービスの拡充を図ることができました。企業誘致の促進では、安定した都市基盤の確立と将来の財源を確保するため、雇用の場を確保し、市内に暮らす若者が結婚や出産後も引き続き橋本市に暮らしたいと思える職住一体のまちづくりを目指しています。今後は、福祉・教育を重点施策として位置づけ、市民生活に密着した行政サービスに取り組み、その内容を広報等を通じて分かりやすく伝え、市民の理解を高めるとともに、本市の魅力幅広く発信し、「住んでみたい魅力ある街」、「住んでよかった街」、「安心・安全に暮らせる街」の実現を目指します。

④市民が安心・安全で暮らせるまちづくりのために、今後、どのような行政サービスを考えていますか。

⑤「広報はしもと」の紙面を使って理解を求めるために、市の予算が決定した時点で、予算概要が市民の皆様によりわかりやすくなるよう提案します。その対応としてページ数を増やしてでも実施すべきと考えますが、いかがですか。

⑥市民の皆様には本市の予算を理解していただく一つの方法として提案しますが、目的・効果・財源内訳・市民の皆様への負担等、今後のまちづくりのために各戸配布できる冊子「みんなで考えよう橋本市の予算」を制作してはどうか。市民の皆様には最大限理解いただける方法と考えますが、いかがですか。

答弁 ①本市は、平成19年度に「橋本市協働の基本指針」を策定し、福祉、環境、防災、教育など各分野において協働のまちづくりを推進しています。

17項目98事業ある協働事業については、市ホームページでの公開やパンフレット作成などを通じて情報を公開することにより、行政への理解やボランティア活動等への関心が確実に増加していると考えています。

⑤本市の当初予算の概要説明については、市民の皆様には本市の財政状況の現状に関してご理解をいただき、関心を持っていただくことが重要であると考えますので、平成23年度「広報はしもと」4月号でページ数を増やして参ります。広報紙の限られた紙面で制約がありますが、今後もわかりやすく簡潔な説明に努めて参りたいと考えています。

②③④行政サービスの効果について、

⑥「みんなで考えよう橋本市の予算」と題した冊子を制作することについては、今後の研究課題としていきたいと思えます。

ケータイ・ネット被害から子ども達を守るための対策について

楠本知子 議員



質問

携帯電話の契約数は1億件を突破し、各機関の調査では、携帯の所持率は、携帯の所持

率は小学生で30〜35%、中学生で65〜70%と発表されています。最近は低年齢化の傾向がみられ、未就学児にも広がっています。また、携帯電話からのメール、インターネットの利用が急増しているため、従来のようなメール、学校裏サイトへの書き込みによるいじめだけでなく、有害サイトに接続することで犯罪に巻き込まれる事件が多発しています。特に、出会い系サイト、アダルトサイト、自殺サイトなどにより被害を受けた児童のうち、アクセス手段として携帯を利用したものは98.6%となっています。こうした携帯電話の有害サイトを通じてトラブルに巻き込まれる子ども達の問題になる中、未然防止に向けた自治体の取り組みが広がっています。

①未就学児童、小中学生の携帯電話の所持率、学校への持ち込み、フィルタリングの実態を把握されていますか。

②携帯電話は依存度が高くなり、睡眠不足や学習意欲への減退による学力低下などへの影響が心配される。そのよ

うな日常生活の影響はどうですか。

③携帯電話のネット上におけるトラブルの被害者にも加害者にもなっているのではないのは当然だが、今までそういう事件はありますか。万が一そのような場合、児童生徒本人、保護者への対処はどのようにされるのですか。

④情報モラル教育やメディア・リテラシー教育について、どのように取り組まれていますか。

⑤全国の自治体の一部では、携帯電話を持たせないという運動があります。見解をお聞かせします。

答弁

①所持率については、未就学児童の調査データはありません。小学生、中学生とも学年が進むにつれて率が高くなっており、小学校6年生では29.9%、中学校3年生では60.4%となっています。学校への持込については、どの学校も基本的には許可していませんが、家庭からの申出があり、学校が特別に必要と認めた場合は、学校内での使用に規則を設けて許可しています。フィルタリングの実態は把握できていないのが現状です。今後、橋本市内の販売店にもフィルタリング啓発の協力を行っていきたいと考えています。

②研究等によると心理面への影響、過剰な利用による生活時間への影響、コミュニケーション能力への影響などが報告されています。このことから、携帯電話への依存は日常生活へ影響を及ぼしていくと考えられます。携帯電

話の利用については、学校外での利用が大半を占めますので、PTAと連携し依存しない利用について啓発・指導を行うことが大切であると考えます。

③携帯電話によるメール、インターネット利用等に伴うトラブルは、電子掲示板による生徒間の誹謗・中傷、生徒間のメールによるトラブル等、橋本市においても発生しています。ケースによって、対応の方法は違ってきますが、事実確認を行った後、学校から対象生徒への指導、必要に応じて保護者への指導を行っています。また、内容によっては警察や青少年センターと連携して問題解決に当たらなければならぬことも考えられますので、日頃から橋本市学校警察青少年センター連絡協議会や生徒指導担当者等において情報交換を行うとともに、和歌山県が取り組んでいる「ネットパトロール」事務局とも連携を図っています。

④各学校では、教育計画のなかに情報教育として位置付け、総合的な学習の時間、道徳、特別活動等の時間に計画的に取り組んでいます。その際、学年の発達段階に応じて具体的な事例を用いて指導すると共に、学級担任だけでなく、外部講師を招いて指導していただいたり、保護者とともに学んだりするなど、連携した取組も行っています。

⑤高度情報通信社会が急速に進展するなかで、携帯電話も含めネット環境とどのようにうまくつきあっていくかという問題が顕在化してきました。これ

らの問題を解決する方法として、規制と教育の面からの対応が考えられます。今回ご提案いただいていますのは、規制からの対応です。しかし、規制が行われたとしても、児童生徒の将来を考えたとき、児童生徒だけでなく、地域社会、保護者も含めた教育の面の対応は必要不可欠であると考えます。

他の質問

男性特有のがん、前立腺がんから命を守る対策について



議会活動日誌

ぎかいかつどうにっし

(1月1日～3月31日)

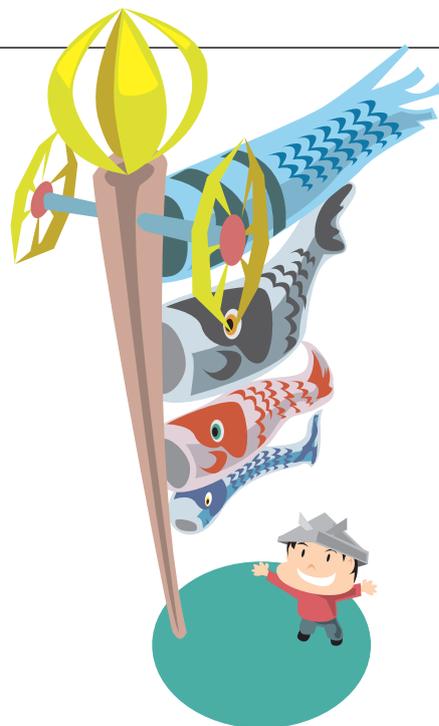
☆本会議

1. 20	1月臨時議会	11	平成23年度予算審査 特別委員会
2. 28	3月定例会 開会	14	平成23年度予算審査 特別委員会
3. 7	一般質問	3. 15	総務委員会
8	一般質問	16	経済建設委員会
10	議案審議	17	文教厚生委員会
24	委員長報告 閉会	24	議会運営委員会 会派代表者会



☆議長会関係

1. 27	近畿市議会議長会第3 回理事会(大阪市)
2. 4	和歌山県市議会議長会 総会(和歌山市)
2. 9	全国市議会議長会第90回評 議員会(東京)
16	広域行政圏市議会協議会第 42回総会(東京)
17	全国高速自動車市議会 協議会定期総会(東京)



☆来市

1. 31	滋賀県野洲市議会議員行政視 察(ごみ処理施設(エコライ フ紀北)について)
-------	---

※本会議、委員会ともに、午前9時30分からはじめられます。但し、現地調査がある場合は、開議時間が前後する場合があります。

☆委員会等

1. 5	議会運営委員会 市議会だより編集委員会
17	議会運営委員会
2. 3	文教厚生委員会
14	経済建設委員会
21	議会運営委員会
28	総務委員会
3. 7	議会運営委員会
10	平成23年度予算審査 特別委員会



☆東北地方太平洋沖地震災害の
義援金を送金
東北地方太平洋沖地震災害に
対する義援金を議員から募り、
全国市議会議長会を通じて、被
災地へ送金しました。

編集後記

例年になく寒さの厳しかったシーズンも乗り越え、ようやく過ぎやすい季節を迎えようとしています。

この三月定例会では平成二十三年
度各会計予算が、予算審査特別委員
会の審査を経て本会議で議決されて
います。厳しい財政状況の折、市民
の目線に立った予算執行がなされる
よう、チェック機関としての役割も
果たしていかねばと考えるところで
あります。

また、「橋本市に住んでいてよかつた」と言ってもらえるように努める
のも議員としての使命であると思っ
ています。

橋本市議会議員一般選挙が四月
二十四日に執行され、「はしもと市
議会だより」が皆様のお手元にお届
けされたころには新しい議員が選出
されていることと思われまます。

やっと寒さが過ぎ去ったと思っ
たら、すぐ猛暑が待ち構えています。
市民の皆様には、くれぐれもお体を
いたわっていただきますとともに、
変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りま
すよう心よりお願い申し上げます。

市議会だより編集委員会

委員 井上勝彦



この議会だよりは環境に優しい
植物インキ(VEGETABLE OIL
INK)と再生紙を使用しています

橋本市議会事務局

Tel. 0736-33-6107

Fax. 0736-33-1268

e-mail gikai@city.hashimoto.lg.jp